

障事第332号

令和2年6月2日

各市町村長 様

(政令市、中核市、我孫子市を除く)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

(公 印 省 略)

日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者が市町村協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受ける場合について (通知)

平成30年4月1日から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部を改正する条例 (以下、「基準条例」という。)の趣旨及び内容については、平成30年12月26日付け障事第1588号 (以下、「解釈通知」という。)で通知したところです。

解釈通知4-(3)-④では、「なお、知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項第15号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出するものとする。」とされていますが、この「知事が必要と認める場合」とは下記のとおりとします。

また、具体的な運用等については、令和2年3月31日付け障事第1840号で通知したとおりであることを申し添えます。

記

- 1 基準条例第201条の6第5項、第6項で定める「知事が特に必要があると認めるとき」に該当するか判断が必要な場合
- 2 解釈通知4-(2)-③-ウ-ウで定める「知事が特に必要と認めた場合」に該当するか判断が必要な場合

- 3 解釈通知 4－(2)－③－ウ－エで定める「知事が特に必要と認めた場合」に該当するか判断が必要な場合
- 4 解釈通知 4－(2)－③－オで定める「知事が特に必要があると認めるとき」に該当するか判断が必要な場合
- 5 日中サービス支援型共同生活事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合
- 6 一定の地域に共同生活住居が集約して立地するおそれがある場合
- 7 その他、知事が必要と認める場合

【担当】 千葉県健康福祉部障害福祉事業課事業支援班

TEL : 043-223-2308 FAX:043-222-4133

e-mail : sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp